

# 記入例

本籍が市内の方（市外の方の記入例は裏面です）

東松山市の戸籍(除籍)謄抄本  
戸籍の附票、届出の証明

## 戸籍証明等交付請求書

受付の際、窓口に来た方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をご提示ください。

東松山市長 宛て

令和〇年〇〇月〇〇日

① 窓口に来た方 (請求者)	住所 東松山市松葉町1-1-58	電話番号 000-0000-0000	
	本籍 (アパート名や部屋番号は入りません)	筆頭者 (戸籍の最初に書かれている方)	
	ふりがな 氏名 まつやま いちろう 松山 一朗	大正・昭和・平成 〇年〇月〇〇日生	
② 必要な戸籍等 の表示	本籍 ※市外の戸籍(除籍)謄本は、広域交付の請求書で請求してください <input type="checkbox"/> ①と同じ 東松山市 下野本610-1	筆頭者 (亡くなられても変わりません) <input type="checkbox"/> ①と同じ 松山 太郎	
	必要な方の氏名 <input type="checkbox"/> ①と同じ ふりがな まつやま たろう 松山 太郎	大正・昭和・平成・令和 〇年〇月〇〇日生	
③ 戸籍に記載 されている 方との関係 ・請求理由	<input type="checkbox"/> 本人 (戸籍に記載されている方) <input type="checkbox"/> 配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> 父母・祖父母など (直系尊属) <input type="checkbox"/> 子・孫など (直系) <input type="checkbox"/> その他の方 (請求理由を記入してください) 請求理由	相続手続き等で、指定する期間や記載事項がある場合は、こちらに記入してください (この場合、証明の種類欄への記入は不要です。)	
	必要な証明に <input checked="" type="checkbox"/> し必要数を記入してください。		
④ 必要な証明 (証明の種類又は期間・記載内容を記入してください)	証明の種類	期間・記載内容	
	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	通	<input type="checkbox"/> 出生から死亡まで 各__通
	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)	1 通	<input checked="" type="checkbox"/> 出生から婚姻まで 各__1通
	<input type="checkbox"/> 除籍全部事項証明書	通	<input type="checkbox"/> ( )から( )まで 各__通
	<input type="checkbox"/> 除籍個人事項証明書	通	<input type="checkbox"/> 死亡の記載があるもの __通
	<input type="checkbox"/> 戸籍に記載された方全員の住所の履歴を証明する場合は「 <input type="checkbox"/> 全部」に <input checked="" type="checkbox"/> 、個人のみの場合は「 <input type="checkbox"/> 一部」に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。	通	<input checked="" type="checkbox"/> 親子・兄弟関係等が分かるもの __1通 (父 太郎)と(父の弟 )の関係 次郎
	<input type="checkbox"/> 原戸籍抄本 ( <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 ) *コンピュータ化前	通	<input type="checkbox"/> その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍の附票 ( <input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 ) 本籍・筆頭者 ( <input checked="" type="checkbox"/> のせる <input type="checkbox"/> のせない ) 必要な住所 (坂戸市～東松山市～川越市)	1 通	附票を請求する場合で、証明が必要な住所がある場合記入してください。
<input type="checkbox"/> 戸籍電子証明書提供用識別符号			
<input type="checkbox"/> 除籍電子証明書提供用識別符号			

※偽り、その他不正な手段により交付を受ける

30万円以下の罰金に処せられます。

### 〔東松山市以外の戸籍の証明発行について(広域交付)〕

出生から死亡までなどの連続した戸籍の証明を請求する場合、市外の戸籍が含まれる場合があります。市外の戸籍の証明発行においては、交付に際して制限等がありますのでご注意ください。

- 顔写真付きの公的な身分証明書をお持ちでない方は、証明の交付はできません。
- 交付できるのは、戸籍に記載された方本人、配偶者、直系親族の方のみです。
- 本籍地での戸籍の管理状況や内容などにより、即日交付できない場合や、発行できない場合があります。